主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人弁護士三原道也の上告理由第一点について。

憲法七六条は司法権の所属、裁判所の構成、裁判官の職責を規定したものであつて、民事裁判において、民事上の責任を究明するに際し、既に刑事判決において有罪とされた行為につき、これと異なる事実認定をすることができるかどうかというごとき、所論のような事柄とは関係のない規定である。それ故、違憲の論旨は前提を欠き、その実質は、単なる訴訟手続違反の主張に帰し、特別上告適法の理由に当らない。

同第二点について。

所論は、結局原判決は被上告人等の個人的保護を急ぐのあまり、不法にも社会の 秩序、公共の福祉を犠牲にしようとしたもので違憲であるというに帰し、原判決の 如何なる判断が、論旨にいう憲法の諸条項に如何なる点において違反したかを何ら 具体的に示していない。そして、原判決の事実の認定、法律の適用については必ず しも是認できないけれども、所論は、特別上告理由としては不適法であり、採るを 得ない。

よつて、民訴四〇九条ノ三、四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一 致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 入
 江
 俊
 郎

 裁判官
 斎
 藤
 悠
 輔

 裁判官
 下
 飯
 坂
 潤
 夫

## 裁判官 高 木 常 七